

医療機関、介護事業所の新型コロナウイルス感染対策強化に関する陳情

令和3年3月5日 受理 新型コロナウイルス感染症対策
令和3年3月30日 付託 調査特別委員会

提出者

札幌市東区北9条東1丁目2-22 労働センター
札幌地区労働組合総連合
代表者 議長 赤坂 正信

提出者

札幌市東区北9条東1丁目2-22 労働センター
北海道医療労働組合連合会札幌地区協議会
代表者 議長 黒岩 勉

提出者

札幌市東区北9条東1丁目2-22 労働センター
全国福祉保育労働組合北海道地方本部
代表者 執行委員長 深谷 正史

(要 旨)

- 1 無症状の陽性者を隔離し、感染を防ぐとともに精神的な負担を軽減するため、以下の通り定期的に自己負担なくPCR検査を行う対象を広げること。
 - (1) 療養型医療機関に限定せず、すべての医療機関で働く従業員と入院患者。
 - (2) 入所型の高齢者施設(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、グループホーム)に限定せず、サービス付き高齢者住宅で働く従業員と入居者、デイサービスや訪問介護などすべての居宅介護サービスで働く従業員と利用者とその家族。
 - (3) 障がい者施設(障害者支援施設、障害児入所施設)に限定せず、グループホームや通所事業所などすべての障がい者事業で働く従業員と利用者とその家族。
- 2 医療機関・介護・福祉事業所がコロナによる減収により倒産・廃業にならないようにするため、そしてそこで働く医療・介護・福祉労働者の処遇を維持、改善するために以下の通り減収分を補填すること。
 - (1) 医療機関でコロナ感染の影響で2020年2月以降前年同期と比較して減収となった診療報酬分の補填を行うこと。
 - (2) 介護事業所でコロナ感染の影響で2020年2月以降前年同期と比較して減収となった介護報酬分の補填を行うこと。

(理 由)

札幌市では医療機関、介護施設をはじめ大規模なクラスターが発生し、高齢の患者、入居者をはじめとして多くの方々が新型コロナウイルス感染症で亡くなられています。心よりご冥福をお祈りするとともに、このようなことが今後、発生しないように、そして札幌市民が必要な医療と介護を受けられるよう、早急に予防的感染対策を強化すること、さらに医療機関と介護事業所が存続できるよう緊急に要請項目の実施を求めます。

この間、労働組合として、様々な団体と協力してアンケートを取ってきました。そこで共通することは、医療介護従事者の精神的・肉体的な負担が大きいことです。

精神的な面では「絶えず自分が感染するのではないか」「患者・利用者・家族などほかの人に感染させるのではないか」という強い不安の中で働いているということです。

身体的な負荷も増しています。コロナ感染症の始まる前から低い報酬制度の下で慢性的な人材不足が続いていたことに加え、コロナ感染症の拡大で更なる退職が発生したこと、職員の感染や濃厚接触により長期間の休業を余儀なくされることから体制がひっ迫し、十分な休みが取れないことで、身体的負荷が増しています。もちろん消毒や防護具の着用などによる負荷も増しています。

それだけにPCR検査の範囲を療養病床や介護施設に限らず、一般病床を抱える病院、デイサービスなど在宅サービスでも感染が発生しており対象範囲を広げて検査する必要があります。

経営的な問題では新型コロナウイルス感染による減収が大きいことです。特にコロナ感染者を受け入れている医療機関は一部病棟を閉鎖したり外来を制限したりして大幅な減収となっています。札幌市のデイサービス事業所では9割が減収となっています。全国の介護事業所では昨年、過去最大の倒産件数となりました。医療・介護いずれの事業所も経営的に危機的な状況に置かれています。そのため、道医労連加盟4割の医療機関では年末一時金が前年より減額されています。早急に財政支援し処遇改善と人材確保すべきです。

つきましては、札幌市議会が上記要望を緊急に実施していただくよう陳情いたします。